

(4) 指定野菜価格安定対策事業の概要

「指定野菜の価格の著しい低落があった場合」(野菜生産出荷安定法第10条)に、生産者補給金を交付することにより、野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和し、次期作の確保と、消費者への野菜の安定的な供給を図る制度。

① 仕組み

- 1) 出荷団体(農業者団体等)又は大規模生産者が、国、都道府県の補助金を加えて、農畜産業振興機構に資金を造成。
- 2) 対象野菜の平均販売価格が保証基準額を下回った場合に、安定的な野菜の生産及び供給の確保に向けた取組状況等に応じて、その差額(平均販売価格が最低基準額を下回る場合は、保証基準額と最低基準額との差額)の70~90%を、生産者に対し生産者補給金として交付。

- ・ 保証基準額
平均価格(過去6カ年の市場価格の平均を基に算出)の90%。
- ・ 最低基準額
平均価格の60%を標準とし、50%、55%、65%、70%の特例を設定。

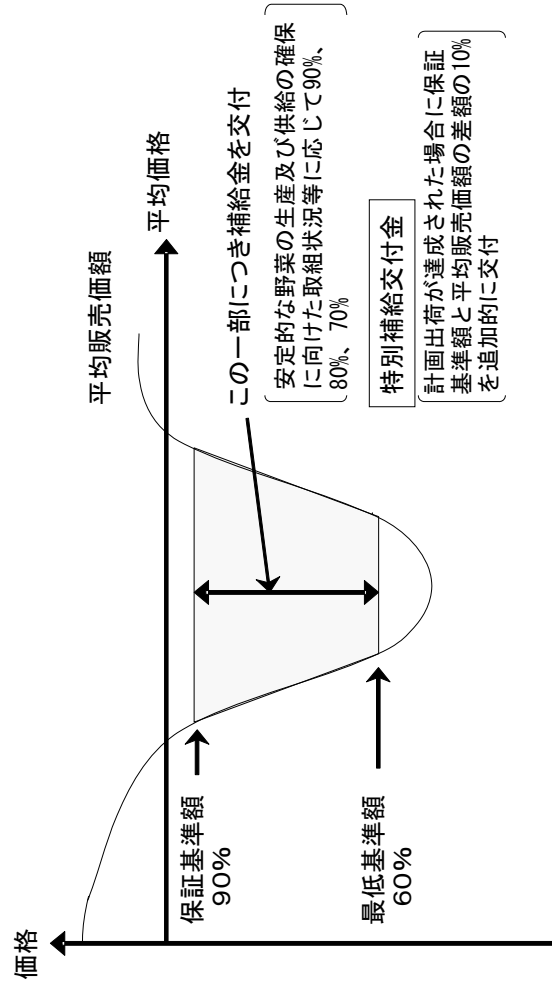
② 対象野菜

- 本制度の対象となる野菜は、
- 1) 野菜指定産地の区域内で生産された指定野菜であり、かつ、
 - 2) 出荷団体又は大規模生産者が、卸売市場に出荷したもの。

【制度の仕組み】

国60%: 都道府県20%: 出荷団体等20%

※国、都道府県、出荷団体等の支出により
農畜産業振興機構に資金を造成。



指定野菜(14品目)

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう